

○議事日程

令和4年9月5日（月） 第2日

- |     |                |                                       |
|-----|----------------|---------------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について |                                       |
| 第 2 | 議案第32号         | 岐南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について       |
| 第 3 | 議案第33号         | 令和4年度岐南町一般会計補正予算について                  |
| 第 4 | 議案第34号         | 令和4年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算について            |
| 第 5 | 議案第35号         | 令和4年度岐南町介護保険特別会計補正予算について              |
| 第 6 | 議案第36号         | 令和4年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算について           |
| 第 7 | 認定第 1号         | 令和3年度岐南町一般会計歳入歳出決算の認定について             |
| 第 8 | 認定第 2号         | 令和3年度岐南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 第 9 | 認定第 3号         | 令和3年度岐南町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について         |
| 第10 | 認定第 4号         | 令和3年度岐南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について      |
| 第11 | 認定第 5号         | 令和3年度羽島郡二町教育委員会特別会計歳入歳出決算の認定について      |
| 第12 | 認定第 6号         | 令和3年度岐南町水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について  |
| 第13 | 認定第 7号         | 令和3年度岐南町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について |
| 第14 | 同意第 4号         | 岐南町固定資産評価審査委員会の委員の選任同意について            |
| 第15 | 諮問第 1号         | 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて          |



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員

10名

1番	長谷川 淳 君
2番	村山 博司 君
3番	松本 暁大 君
4番	三宅 祐司 君
5番	後藤 友紀 君
6番	松原 浩二 君
7番	櫻井 明 君
8番	渡邊 憲司 君
9番	木下 美津子 君
10番	岩田 晴義 君

---

○欠席議員

なし

---

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小島 英雄 君
副町	長	傍島 敬隆 君
教育	長	野原 弘康 君
会計管理	者	井上 哲也 君
総務部	長	小関 久志 君
総合政策部	長	三輪 学 君
福祉部	長	中村 宏泰 君
土木部	長	安田 悟 君
住民部	長	堀場 康伸 君
総務課	長	記野 雅之 君
財政課	長	服部 貴司 君
総合政策課	長	摂田 真広 君

---

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局	長	岩田 恵司
書	記	朝倉 修一

---

開議

午前10時1分 開議

○議長（松原浩二君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

—————◇—————

第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松原浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において3番  
松本暁大議員、4番 三宅祐司議員の両名を指名します。

—————◇—————

第2 議案第32号

○議長（松原浩二君） 日程第2、議案第32号 岐南職員の育児休業等に関する条例の  
一部を改正する条例についてを議題とします。

—————

（議案掲載省略）

—————

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより  
質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第32号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を  
求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第32号 岐南町職員の育児  
休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

—————◇—————

第3 議案第33号

○議長（松原浩二君） 日程第3、議案第33号 令和4年度岐南町一般会計補正予算に  
ついてを議題とします。

—————

(議案掲載省略)

---

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「修正動議」との声あり〕

○議長（松原浩二君） 暫時休憩します。

午前10時3分 休憩

午前10時4分 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開します。

10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、議案第33号 令和4年度岐南町一般会計補正予算の一部を次のように修正する。

第1条中の5億5,574万5,000円を5億3,339万1,000円に、97億9,351万2,000円を97億7,115万8,000円に改める。

第1表の歳入歳出予算補正の一部を次のように改めるというようなことをございまして、歳出を見ていただきたいと思います。補正額を5億5,574万5,000円を5億3,339万1,000円に改め、合計97億9,351万2,000円を97億7,115万8,000円に改めるものでございます。

内容につきましては、今回の歳出の部分のところにおきまして、1枚めくっていただきまして、歳出の節というところで16番の公有財産購入費2,192万4,000円を0にいたしまして、それに関連する委託料とか負担金、そして需用費ですね、これは印紙税だと思いますが、それに対しての減額に伴うものでございます。

これは2年ちょっと前に測量費ですか、45万ぐらい前町長のときに予算が出て可決して、そして契約をせずして2年以上たって今日突然と現れて出てきたことです。これに対する説明いろいろいただきました。自治会長会議やったときに、車がほかの人が止めれん場合があるとか、そしてここで社会福祉協議会の協議会を開くとか、そしてシルバーやるとか、いろいろイベントあったときに駐車場が足らんとか、特定健診を年3回やるのに対しても駐車場が足らんというようなことをございますけれども、一つ一つをかみ砕いた中で、土地を買うということに対しては私は、今買うということに対してはちょっといろいろ問題があるけど、いずれかの段階で、すぐ駐車場をやらないということであれば、いずれかの段階で財政状況を見て優先順位を定めてやるべきであるという、なぜこのことを言うかという、この駐車場ですね、例えば

特定健診でも3回と言いながら職員が交通整理やって、今まで何も問題なくして止まっておるんです。ただ、ほかで使いたい人が、ちょっとようけ車があるで止めにしないと、駐車場がようけあればええがやというようなお話ですね。自治会長会議もここでやる必要ないんですよ。社会福祉協議会だけはやっぱりここでやるのが筋道であろうと、シルバーとかね。だから、そんな人数20人ぐらいですから、何も差し当たって問題ないんですね。

ずっと遡って16年前、安田茂樹さんが、もう亡くなられたんですけど、このやすらぎ苑が非常にデザインが奇抜過ぎた中で外壁トウカ、そして例えばあれボンデ鋼板というんですかね、ボンデかちょっとよう分からんですけど、鋼板が落下したんです。さびがヨンドルと。やはりその周辺を含めて一回やらなあかんやないかと、直さなあかんがやと。3階にお風呂があるというのもいかにも不効率やから、各校下にお風呂があるというのはよろしくないというようなことでありました。当然のことですね。今これだけ民間でお風呂がいろいろある中で、役所で3つも必要あるかというようなことも含めて。

そして、あと北側の公園ですね。あれは26年前に一番補助金がつきやすかった宝くじ補助金というやつを使ってですね、あの公園整備をしたわけです。前の一番初めの片桐さんですね。一番初め造ったときは、いいいいなと言っておったんですが、見てもらっても分かるように、あの遊具ですね、さきくれが多くて非常に老朽化して撤去したほうがいいのかというように、ベンチを置いて、トイレがあるというようなことで、非常に使い勝手がいいのか悪いのか、ご存知のように今気候変動で草がいっぱい生えておるでしょう。とてもやないけど、職員でも草が引けない。そんな状況の中で、やはり公園計画も含めて、あれはやはりどうなんやということを検討したときに、やはりあそこも駐車場にするというような中で、公園なくなってしまうといたら、羽栗グラウンドこの前買ったもので、小さな公園ばかりちよろちよろ造らずに、都市公園と言われる八剣北、蛇池、平島、それ以上のものをあそこへ造って、そういうような総合的な中で優先順位を定めながら、今ここで買ったのは、よし売ったわということやなくして、いずれかの段階でやっぱり財政的にも踏まえながら、優先順位検討委員会でも何でもいいですから、やはりそうやって買っていきべきことであると。

これ説明も今回いつやったかな、何か10日ぐらいしかあらへんね、審議が突然と現れて。秀安さんのときの測量費のときから今までは何やったんやということやね、買わずにね。

そういうことを踏まえながらよく検討をして、やはり要るものは要る、要らないも

のは要らない。職員の駐車場をどうするんや、バスも走っておるわけですから、特定健診もそういうバスを使って来ていただければ駐車場空いてくると。あればやぶさかではございませんので、財政的に踏まえて、以前のこともありますので、私は今回は反対しますが、ある程度の段階でいろいろな検討をされた中では賛成いたします。

計画をしっかりとやらないと、突然と、はい買ったわ、こんなことではいかんですよ。2年間のブランクというものをきちっと説明なくして予算されたこと自身に私は問題があるということです。そこら辺はよく地権者の方々もご理解いただきたいというふうに思うわけでございます。

以上で私の説明を終わります。

○議長（松原浩二君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

午前10時18分 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

ただいま10番 岩田晴義議員から本案に対して修正の動議が会議規則第16条に基づき提出されました。なお、地方自治法第115条の3の規定により、この動議は成立いたしております。修正案はお手元に配付申し上げたとおりであります。

提出者の説明も終わりましたので、質疑に移ります。質疑は原案に対しての質疑、それと修正案に対しての質疑を同時に行います。質疑のある方。

4番 三宅祐司議員。

原案に対しての質疑か、修正案に対しての質疑か先に言ってください。

○4番（三宅祐司君） 4番議員、三宅でございます。私、原案について申し上げます。5点申し上げたいと思います。

まず、1つ目、購入に当たり駐車場以外の利用目的というのはあるのでしょうか。

2つ目、駐車場51台という今の現状、こちらから不足が予想されるような大きなイベントや過去の事例、また1年間で不足した日数が何日ぐらいあったのか、こういったことをお尋ねします。

3つ目、それらの利用頻度において購入の価値が妥当であるかということが3つ目です。

そして、4つ目はイベント開催においてやすらぎ苑の駐車場で補えない台数分、今ある羽栗グラウンドの駐車場2か所ございますが、見たところ15台から20台くらいは可能であろうかというふうに思いますが、こういったところでのカバーはできないの

でしょうかということ。

最後に、5つ目、2年前の9月議会で測量の補正予算というのが48万円ということでお聞きしておりますが、議決したということでございますが、岐南町と地権者さんの売買契約というのはありましたでしょうか。

この5点お伺いします。以上です。

○議長（松原浩二君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 三宅議員のやすらぎ苑の駐車場の用地取得に関するご質問にお答えします。

まず、このたびの駐車場用地の取得につきましては、従前よりやすらぎ苑の駐車場不足が長年の課題であったことから、利用目的を駐車場としております。

次に、2番目の年間で駐車場が不足になった事例や日数ですが、まず駐車場の不足状況について直近の事例を申し上げます。例えば、交流ホールにつきましては、令和元年7月に参議院議員選挙や子どものプレーパークイベントなど7日、計8,800人の利用者、また令和2年10月にはがん検診や介護予防事業など12日間、計2,874人の利用があり、いずれも駐車場が満車となりました。

また、交流ホールの利用がない日におきましても、令和元年度に年間延べ8,000人を超える利用があったママサロンに加え、大会議室や研修室等の利用が重なり、4月、6月、12月などでは4日間から6日間ほど駐車場が不足するほどの利用がございました。

なお、利用人数や利用日数等の統計はございますが、残念ながら駐車場台数の統計は行っておらず、あくまでも満車かどうかというご報告であることをご理解願います。

今後、コロナ禍前の利用状況に戻るに従って、再び駐車場の不足が懸念されますが、新たな駐車場整備により大きなイベント等を除き、おおむね不足の解消につながるものと考えております。

次に、3番目の購入価値の妥当性につきましては、利用者の利便性や安全性の向上等を総合的に勘案いたしますと、駐車場の拡充による費用対効果は十分得られるものと考えます。なお、今回の土地購入費は不動産鑑定士の評価に基づいているため妥当であると考えます。

次に、4番目の羽栗グラウンドの駐車場でカバーできないかにつきましては、過去に大きなイベントがあった際には、羽栗グラウンドの駐車場をお借りしたこともございましたが、イベント時のみならず、会議や研修等がたびたび重なる場合がございます。やすらぎ苑は福祉施設であることから、施設の性質上、高齢者や障害者、幼児連れの家族など、利便性や安全性に配慮すべきであり、可能な限り施設周辺でアクセス

が完結できることが望ましいと考えます。

なお、利用団体等の利用調整につきましても、これまでどおり会合やイベントがなるべく重複しないよう配慮し、稼働率の向上に努めてまいります。

最後、5番目の町と地主の覚書、契約書の取り交わしの有無ですが、令和2年度に土地提供の意志を地権者の方に確認させていただいて以降、覚書や契約書等の取り交わしはございません。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 4番 三宅祐司議員。

○4番（三宅祐司君） 再質問させていただきます。

5番目に申し上げました議決した件でございますが、ご答弁の令和2年度に土地提供の意志を地権者の方に確認して以降、覚書や契約書等の取り交わしはございませんというご答弁ですね。こちらにつきまして、売買契約が締結されていないということ、そして地権者の方に土地提供の意志を確認しただけということでは、町に対しての例えば賠償責任の可能性は低いというふうに思われますが、町と地権者の確認に至った経緯というものが非常に大事だと思います。信頼関係に基づき、誰が誰と確認し合ったのか。その内容の信憑性、そして2年間放置したこちらの正当な理由があるかを確認されたいということでご質問させていただきます。

○議長（松原浩二君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 三宅議員の再質問にお答えいたします。

地権者との直接的な用地交渉は令和2年8月頃、松原前町長と当時の総務部長がお2人の地権者に直接お会いさせていただいた上で土地の提供をお願いし、地権者の方もこれにご同意いただいたと伺っております。

その後、コロナ禍の本格的な感染拡大に伴い、感染防止対策や集団接種業務などを優先して取り組む必要もあったことから、令和3年2月に地権者の方に対し、やむを得ず用地取得に係る予算計上を一時見送る旨を説明した上でご了承いただきました。

本年度に入り、地権者の方からのご要請もあり、コロナ対策に一定のめどがついたことや、購入予定地に隣接する地権者との境界も確定できたことから、用地取得の手続を進めるため関連予算を上程させていただきました。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ほかに質疑のある方。

1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 1番議員、長谷川でございます。最初に質問しようとしていたことが今三宅議員からほぼ質問されてしまったので、少し深掘りをしてちょっと質



問させていただきますと思います。

今、議案第33号の一般会計補正予算と同じですね、目05福祉センター費、節16公有財産購入費について質問させていただきます。

この土地を購入する必要性の明確なエビデンスを教えてくださいたいんですが、今三宅議員からの答弁で、やすらぎ苑が不足しているということは分かりました。その中で2年前にこの土地を購入する目的での測量費の予算が可決されたということがありますが、この2年で状況も変わっている中で、それでもなおやすらぎ苑をまず最初にやるといいますか、ほかの町保有の施設の駐車場が不足しているところがあるのかないのか。もしもあるなら、なぜその中で今やすらぎ苑なのかということをご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（松原浩二君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 長谷川議員の質問にお答えいたします。

やすらぎ苑の施設につきましては、全体の公共施設等総合管理計画におきまして、現在基幹的重要施設として位置づけられております。ただし、民間の高齢者施設や入浴施設が開業しており、今後の在り方について検討が必要との方針が示されておりますことから、今後検討していくべきであると考えております。

個別のやすらぎ苑の施設の駐車場につきましては、基幹的重要施設としての位置づけがございます。今後、施設の有効性や機能性を最大限生かしながら運営を維持していくべきであると考えております。

したがって、施設の縮小あるいは事業の廃止等による利用の方針ではなく、可能な限り多くの町民にご利用いただく努力を続けていく必要がございます。利用者のサービス向上、あるいは稼働率の向上のために駐車場整備をセットで考えるということは有効な手段の一つであると考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 1番議員、長谷川です。ごめんなさい、先ほど質問したことにちょっとお答えられていないのかなと思うんですけど、ほかの町保有の施設との比較でやすらぎ苑がなぜ必要かというご答弁をよろしく願います。

○議長（松原浩二君） 傍島敬隆副町長。

○副町長（傍島敬隆君） ただいまの長谷川議員の質疑にお答えさせていただきます。

今回はやすらぎ苑ですが、ほかの施設に関しましては、常態的に駐車場が不足しておるとの報告は受けておりません。

以上です。

○議長（松原浩二君） ほかに質疑のある方。

3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） 皆さんおはようございます。3番議員、松本です。

私は原案のほうについて質疑のほうをさせていただきたいと思います。既に同様のご質問をされておりまして、ご答弁いただいた部分があるので、重複していない1項目について質問のほうをさせていただきます。

1項目なんですけれども、売買価格のところについてのお尋ねになります。

今回564平米ですね、程度の土地で土地取得額が2,192万4,000円という額があったと思うんですけれども、ちょっとこれ路線価等でそもそもどのぐらいの評価なのかなというふうにちょっと調べさせていただいたんですけれども、1平米当たり3万8,000円というふうに、これ宅地の場合ですけれども、そういう価格になっておりましたから、これでちょっと今回市街化農地ですね、宅地比準方式ということでちょっと計算のほうを考えてみますと、路線価3万8,000円の564平米で、造成費のほうなんですけど1,500万と、こういうようなお話も伺っておったんですけど、これ恐らく舗装とかその辺も含めての額だとは思って、税務上のベースでちょっと土留めとかどのぐらいというのも細かく本当は情報が必要なんですけど、ざっくり800万ぐらいかかるかなというところで計算をもっていくと、だだ1,300万円ぐらいになるかな。これ田んぼ・畑なので、そのぐらいの評価額になってくるかなと。実勢価格は大体ここから0.8で割り戻すような感じでいくと1,680万、1,700万ぐらいの金額が相場なのかなと。これは単純な計算上の話なので実態とは異なる部分もあるかもしれないので分からないんですけれども、単純に計算ベースでいくとそのぐらいの取引価格なのかなとは思っておったんですけど、今回予算で上がってきているのが2,192万4,000円ということではあるので、ほぼ宅地並みの評価ぐらいになっているのかなというふうに思っている部分もありましたので、市街化農地ということで利用価値が農地転用して宅地並みの評価もできるということなのかもしれないんですけれども、その点その評価方法であったり、造成費をある意味町が負担してまで取得するという形になっておりますので、その理由を1点お尋ねさせていただきたい。

もう1点は、恐らく収用等の特別控除ですね、この辺が加味することが、売り主さんがメリットですけれども、出てくるかとは思って、当然売り主さんとしてはその分税額軽減があるとは思っていますので、町のほうとしても、足元を見ているわけではないんですけれども、そういった点も考慮して売買価格ですね、そういう取引が、交渉が行われているのかということをお尋ねしたいと思います。

以上2点、よろしく願います。

○議長（松原浩二君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 松本議員のご質問にお答えいたします。

購入予定地の鑑定評価につきましては、不動産鑑定士に依頼し、取引事例比較法による比準価格と開発法による比較検討により鑑定評価いただきました。

駐車場の造成費用につきましては、次年度計上を予定しておりますので、今議会で上程しました用地取得費2,192万4,000円には造成費や収用に伴う税の特別控除分は含んでおりません。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） ご答弁ありがとうございます。

質問のほうでは宅地並みの評価ということのまず質問だったと思うんですけども、取引事例比較法による比準価格というようにお話もありましたけれども、私のちょっとご質問させていただいた内容のご答弁にはなっていないかなと思うんですけど、要は田んぼや畑の状態で補正や修正を加えても評価減されない、それだけの価値があるということのご説明ですね。近隣地でそういった実例とかそういったものがあれば挙げていただいてご説明いただけると、それが事例法の話なのかなというふうに思うので、それがまず再質問の1点。

もう1点目は、こちらもちょっとご答弁がどうかというところもあったんですけど、特別控除ですね、今回収用の場合っていろいろあるんですけども、仮に1,500万円の特別控除があった場合は、所得税と住民税、分離課税になりますけれども、20.315%、これは長期譲渡ですけども、あと税額軽減が300万円ほどあるんですね。こういった部分、売買取引の中でやっぱり町としても取得する以上は、評価はこういう評価ということであったとしても、それはできる限り安く購入できるということにこしたことはないと思う部分があるので、そこについてはどのような交渉をしておられるのかというところについてご答弁をいただきたいと思いますので、再度よろしくをお願いします。

○議長（松原浩二君） ここで暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（松原浩二君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 松本議員の最初の質問についてお答えいたします。

もちろん鑑定評価については最優先しますが、町としては農地ですので、農地法第5条申請届を出して宅地にしてから買いますので、農地ではありません。宅地として評価します。その他の土地の形状や接道要件などを加味して総合的に評価しますので、何ら疑問はないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松原浩二君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 松本議員の再質問にお答えいたします。

最終的に税の特別控除の判断につきましては税務署になりますので、当初より地権者の方に1,500万円の税の特別控除を考慮した用地交渉を行ったということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、私も不動産売買やって分かっておることですけど、農地法第5条というのは、やはりいろいろな目的に変更するために出すものでありまして、これはご存知のように買い主のほうでやるわけでございますので、売買時点では農地でございますので、宅地というのではない、農地で要するに地権者の人は売買して、そこら辺の売買契約が一般事例と違う答弁でございましたので、そのことについての質問をしたいと思います。

○議長（松原浩二君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 皆さんの契約書がないということについて言いますが、契約というのは口頭で十分契約なんです。たとえ高額であっても、口頭で売る、買うとあれば、これは有効なんです。なぜ書面が必要かということ、後からトラブルがあるといけないから、値段が例えば10万円だったと、それが12万あるいは15万だと違うんかというトラブルを防ぐために書面に残すんですよ。だからそこら辺のところは間違っていると。有効な契約なんです。町長と時の総務部長が地権者のところに行って頭を下げた、売ってください、じゃ売りますと。それは契約なんですよ。

延びた理由は、僕が就任したのは2年の暮れだったんですが、電話もらったのはちょうど3年の2月だったですね。あの話どうなってるという話もらったのが最初だったんですよ。何の話か分からんもんで一遍来てくださいということで、その話は聞いていますということではありますが、延びたのはコロナで物すごく忙しくて、土曜日も日曜日も本当に寝る間もなく職員の皆さんにも働いてもらった中で、もう少し待ってくださいということで延ばしたんですよ。ようやく落ち着いたので、今回の補正予算に出させてもらったというのが、事実のところそうなんです。

その辺のところを加味していただいて、地権者の方にも、行政も時の町長がしたと

いうことでもありますので、これは立派な契約なんです。責任ある者が頭下げてお願いしますと言った以上は契約なんです。これを反故にすることはできません。そこら辺のところを十分認知していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして、農地はやはり宅地、今岩田議員が言われたけれども、農地のままでは買えないんですよ。当然農地法第5条の届けを出して宅地に変えてから所有権移転するんです。

以上です。

○議長（松原浩二君） 10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、今の答弁について納得するところと納得しないところがあるからちょっとまた再度質問したいわけですが、確かに口頭は契約でございます。しかし、言った言わないということがあるからペーパーで行うわけですね。登記簿謄本も紙なんです。本当は登記なんかせんでも、これは俺の土地やと言え自分の土地になるんです。これは分かります。

しかし、この意思決定をするのに対して、議会の皆さん方にやはりこういうような経緯の中で、こういうふうに出しますから、買いますからということを使うべきであって、何もなしでポンと出てきて、はいどうやということになると、議会の中でこういうような状況になるということをやはりご理解をしていただかなきゃならんということなんですよね。それがいいからだめなんです。議会に対する根回しというやつやね。議会に対して根回しやってない。これは本当の話でございます。私はびっくりしますよ、こういう2,000万もポンポンと、これ町民の税金じゃないですか。そんな簡単にやるべきものではないということ。それは私は苦になりましたので、再度質問させていただくわけでございますけど、そこら辺を町長、改めていただきたいなというふうに思います。

以上で終わります。やらないならやらないですいいです。

○議長（松原浩二君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 今の岩田議員の質問、余り受け答えすると大人げないもので、これでやめますが、これはちゃんと説明しております。全協の場において出しておりますし、岩田議員も、ああ、そのことかという言葉も覚えております。説明がないなんてそれはあり得ません。

以上です。

○議長（松原浩二君） ほかに質疑のある方。

5番 後藤友紀議員。

○5番（後藤友紀君） 5番議員、後藤でございます。議案第33号について質疑をさせていただきます。

まず、先ほどからたくさんの質疑が出ておりますが、用地取得費について質疑をさせていただきます。

駐車場の不足につきましては、各議員により質疑の中でお答えをいただいておりますので、重複する点もあるかと思いますが、私からは3点質疑をさせていただきたいと思います。

1つ目は、現在もコロナの出口がまだまだ不透明である中で、令和2年9月の議決から2年が経過しているということからも、取得における緊急性は見受けられません。本来であれば、当初の予算あるいは来年度予算の上程で行うべきであると考えますが、なぜ今議会の補正対応をされたのか、お聞かせをください。

2点目は、岐南町公共施設個別計画上においてやすらぎ苑の在り方の議論は未成熟であり、具体的に示されておりません。計画の中で施設の在り方が検討された後の用地取得が必然であると考えますが、どのような計画の中での用地取得であるか、お聞かせをください。

最後に、用地を取得した場合の今後のやすらぎ苑の活用方法の考えをお尋ねいたします。

項目が変わりまして、歳入の総務費国庫補助金について2点質疑させていただきます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてでございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の現在の残金と今後の活用の考えをお聞かせください。

もう一つは、この臨時交付金の追加交付について国の動向をつかんでいるかお尋ねをいたします。

最後に、戸籍住民基本台帳費でございますが、3点お尋ねをいたします。

1つ目は、役場窓口や公共施設のキャッシュレスの推進は、住民の方々にとっての利便性の向上だけでなく、行政の現金の取扱いの時間や手間の削減など、業務効率にもつながるものであり、ぜひとも早急に推進していただきたい分野であります。

また、過去には議会からも数々一般質問で取り上げられてきた住民からのニーズが高いものである認識をしていますが、町におけるキャッシュレス化の目的、また町としてのキャッシュレス化の方針や計画についてのお考えをお尋ねいたします。

2つ目、今回全庁的なものではなく、住民課窓口に限定された理由をお尋ねいたします。

最後に、3つ目、住民課窓口でのスタートとなりますが、全庁的なキャッシュレス化を目指す中で、今後キャッシュレス化が必要とされる窓口等の拡張性を考えられているか、お尋ねをいたします。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 後藤議員のご質問にお答えいたします。

今議会の予算措置につきましてお答えいたします。

コロナの対策を優先せざるを得ない状況がこれまで続いてきたこともあり、地権者に事情をお伝えした上でやむを得ず用地取得に係る予算計上を一時見送ってまいりました。しかしながら、地権者からのご要請もあり、コロナ対策に一定のめどがついたことや、購入予定地に隣接する地権者との境界も確定できたことから、このたび用地取得の関連予算を上程したところでございます。

次に、やすらぎ苑の計画の中での用地取得についてお答えいたします。

来年度実施予定の公共施設個別計画との関係についてであります。先ほども他の議員のご質問にもお答えいたしましたけれども、やすらぎ苑は本町の公共施設等総合管理計画における2026年度までの個別計画では基幹的重要施設として現状維持としつつ、民間の高齢者施設や入浴施設が開業しており、今後の在り方について検討が必要との方針が示されております。この基本的な考え方に変わりはありません。

本町の基幹的重要施設としての位置づけであることから、施設の有効性や機能性を最大限生かしながら運営を維持していくべきであると考えます。したがって、施設の役割縮小や事業廃止等ではなく、可能な限り多くの町民にご利用いただく努力を続けていく必要がございます。

最後に、今後のやすらぎ苑の活用方法についてであります。利用者のリピート率向上を基本としつつ、既に実施しているフレイル対策や認知症予防事業、子育て世帯の交流事業や子どもの居場所づくりなど、町民のニーズが増加している分野の充実を中心に、福祉・健康増進施設の拠点としての目的を十分発揮できるよう事業を展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 後藤議員の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の残金と今後の活用の考えはについてお答えを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、前年度繰越分と令和4年度交付分と合わせまして、本年度使用できる額といたしまして1億7,075

万3,000円の交付を受けております。今回の補正予算を含めまして、現在の執行状況につきましては1億5,620万円を執行し、予算残といたしましては1,455万3,000円でございます。

今後の執行予定につきましては、岐阜県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金負担金として、第9弾、第10弾の負担金として、こちらは金額が確定した後に補正予算として計上いたす予定でございますが、約1,000万円を岐阜県に支払いますので、実質的な負担といたしましては500万円弱となっております。

今後の活用につきましては、交付金の趣旨でございます感染拡大の防止、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を目的とした事業、あるいは現在一般財源で実施している事業への振替充当など、限られた交付金を有効的に活用できるよう検討いたしてまいります。

続きまして、追加交付について国の動向をつかんでいるかについてお答え申し上げます。

新聞報道等では令和4年度の予備費から2,000億円の追加補正による交付がされるところでしたが、現在のところ正式な国からの情報提供はございませんので、今後におきましては、国の動向を注視しながら検討してまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 後藤議員のキャッシュレス決済導入についてのご質問にお答えいたします。

現在のところ、町全体としてのキャッシュレス化についての計画はございませんが、DXを進めていく上で検討をいたしております。しかしながら、キャッシュレス決済については国を挙げての施策でもあり、住民からの要望も増えてきておりました。岐南町においても住民の方の利便性向上を図るため導入を検討しているところです。

導入に当たっては全庁的にまとめて導入する場合、調整することが多岐にわたり時間がかかるため、まずは日常的に決済が行われている住民課の窓口においてキャッシュレス決済を導入することといたしました。これについては令和5年2月からの運用を予定しております。

今後、ほかの窓口などでのキャッシュレス決済導入については引き続き検討をしてまいります。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ほかに質疑のある方。

7番 櫻井 明議員。



○7番（櫻井 明君） 指名いただきました櫻井です。1点、議案第33号、9ページ、款02項03目01節12委託料125万2,000円の委託料の詳細をお尋ねいたします。

今、部長のほうからちょうどご答弁いただいたのがかんでいるところがあるのかなと思っていたんですけど、ちょっと聞き逃した点もあるので、確認を込めて再度お尋ねさせていただきます。

この125万2,000円の委託料はどこにどういうふうにな何を委託するのかというその内容をしっかりお聞かせいただきます。

それから、その実施、いつから活用するのかということに対して、今お聞きしたところだと5年2月、来年2月からというようなことを聞いたんですが、はっきりしません。再度私の耳にしっかりと届くようにご答弁いただきたいと思います。要は、委託料の詳細を聞くということです。

以上です。

○議長（松原浩二君） 堀場康伸住民部長。

○住民部長（堀場康伸君） 櫻井議員のキャッシュレス導入についてのご質問にお答えいたします。

まず、125万2,000円の委託料の詳細についてでございますが、導入に当たってはまず日常的に決済が行われております住民課の窓口においてキャッシュレス決済を導入することといたしました。キャッシュレス機器導入委託料125万2,000円につきましては、自動釣り銭機、レシートプリンターなどの機器費及び設置設定の費用合わせて119万9,814円と、キャッシュレス決済システム等機器の保守料2か月分の5万1,700円となっております。

運用予定でございますが、令和5年の2月を予定しております。繰り返しになりますが、住民課の窓口においてキャッシュレス決済を導入するということでございます。

以上でございます。

○議長（松原浩二君） ほかに質疑のある方。よかったですでしょうか。

では、質疑がないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。これより討論に入りますが、討論は議案第33号の原案に対するものと修正案に対するものを一括して行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、討論は議案第33号の原案に対するものと修正案に対するものを一括して行います。

これより討論を許します。討論はありませんか。

4番 三宅祐司議員。

○4番（三宅祐司君） 4番議員 三宅でございます。原案についてということで、原案に対しての反対の理由を申し上げます。

駐車場目的ということだけであるということですね。駐車場目的だけであること、こちらの利用頻度というのが非常に低いということ、そして駐車場が不足した場合の例えば羽栗グラウンドの利用、こういった駐車場、公共駐車場という、こういったところでの補い、場合によっては送迎バスを用意することも、合わせて30台分という駐車スペース、カバーをするということ、こういったものの工夫というのがもう少し必要ではなかろうかと考えます。

岐南町にとって購入メリットが低いということ、そして売買契約が締結されていないということ、また地権者の方に土地提供の意思を確認しただけであるということから、あったらいいなということは思いますが、費用対効果等、こういったことを考えましても、駐車場としての購入には反対いたします。

しかしながら、別の面で見えますと、例えば事例としてでございますけれども、マンションの購入に当たり歯科医院を開く、歯医者さんが歯科医院を開くというために内装の工事をしてくれと、内装を直してほしいという要望に応えたオーナーが、工事が進んでから途中で取りやめたという依頼者との裁判がございました。契約はなかったが、これは高度な信頼関係によるものという判決により、契約をしていない依頼者、この歯医者さんの敗訴となった例があります。

このような事例、2年間の放置ということも含め、こういった観点から町と地権者さんの間には高度な信頼関係に値するものがあつたのかなかつたのかが非常に重要であることから、反対した上で引き続きの検証というものを求めます。

以上です。

○議長（松原浩二君） ほかに討論ある方。

2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 議長のお許しをいただきましたので、討論します。2番議員、村山でございます。

私は、原案について賛成の立場から討論いたします。

今のいろいろ質疑等を伺っていますと、この駐車場の案件ですね、松原町政時代からの案件で、このやすらぎ苑の駐車場の拡充というのは町民からのニーズが非常に高いということをお伺いしております。何も駐車場だけじゃなく、このやすらぎ苑というところの駐車場を拡充することによって、防災面での施設としての利便性も非常に高くなると思います。

そういった観点から私は賛成いたします。

以上です。

○議長（松原浩二君） ほかに討論のある方。

10番 岩田晴義議員。

○10番（岩田晴義君） 議長のお許しをいただきましたので、討論させていただきますが、原案についての討論でございまして、先ほど言いましたように、やすらぎ苑全体構想の中であのアール部分のところが要するに表面劣化して防水性もない、ひびが入ってしまっておる、あれを何とかせなあかんやないかと、ずっと放置状態で。ただ、ボンデ鋼板のところでもさびがよんでいつ落下するか分からない。震度5、6の地震のとき、そしたらどうするんだ、そういうところ。

そして、あと北側の公園も草まるけであるというようなときに、あれを例えば駐車場にするとか、そして今議案に出ている駐車場を含めた全体的に予算を配分しながら、何を優先するかということ踏まえて、今すぐということやなくして、例えば来年度の本予算の中に組み込むとか、そういうことをやりながらやはりやるべきが本来の姿であって、ただただ10日前に説明したからということやなくして、もし説明とするならば、例えば夏あたりぐらいに、全員協議会でこういうような話があって、復活したいという話が議会にあって進めるべきことである。この議会のたった10日間の間に2,000万とかね。前は羽栗グラウンド2億3,000万やけど。そんな貴重なお金でございまして、私は議会をもっと慎重にやはり行うべきであるという立場の中から反対をさせていただきます。原案に対しての反対でございまして。

終わりです。

○議長（松原浩二君） 3番 松本暁大議員。

○3番（松本暁大君） 3番議員、松本です。私は原案のほうに賛成の立場でお話のほうをさせていただきたいと思います。

質疑でも質問のほうはさせていただきまして、町のほうとしてもこの土地の駐車場としての土地の取得の重要性ですね。今のタイミングであるということも含めて、過去の経緯をご説明いただきましたので、その点については賛同しております。

契約書のところのお話が今あったんですけども、私個人の考えからで言うと、先ほど出てきたお医者さんというところもありましたけれども、今回の件でいくと、町と地権者、すなわち住民の方との信頼関係のところのお話になってくるのかなというふうに思っております。

今後、同じように土地を取得する場合に当たって、やはり事前にこういった口頭でやりとりというものはあるとは思うんです。その中でやっぱり町政ですね、時代というか、頭が代わったときに、今までの話はなしよというの、ちょっと今後そういう

ことがあったりすると、一応口頭であったとしても約束ではあるんですけども、書面も大事だとは思うんですけども、こういう信頼関係のところというのを非常にやっぱり大切にしていかなければいけないんじゃないかなという部分もありますので、私はちょっと事例で挙げていただいた点ですね、というのと今回の件はちょっと違うのではないかなというふうに思っているところではあります。

そういうことも含めて今回の原案ですね、こちらに関しては賛成ということで意見のほうを述べさせていただきましたので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（松原浩二君） ほかに討論は。

7番 櫻井 明議員。

○7番（櫻井 明君） ご指名いただきましたので、櫻井ですが、賛成討論をさせていただきます。

確かにおっしゃることは今ここで質疑聞いて本当によく分かりました。契約書がなかった、びっくりしましたよね。こういった公共施設が用地を取得する場合、いろんな場合がありますから何ですが、決めるまでは秘密裏でやるということはやむを得ないと思いますが、確認できた後にはきちっとこういうことがないように文書化するのが当然。これは私が40年近く不動産業務に携わってきた上での常識であります。

もう一つ常識を言えば、現在売買に充てる土地というものに対しては、面積とかあるいは境界、隣近所との争いがないとか、面積を測る、これだけのものを買ってくれという数量を明らかにするというのは、これは売り主の責任であります。そういったものをもって初めて商品として市場に出るもんです。それがいいから非常に不安定な状態になってくるということでありますので、今回そういったものがなかったのが非常に残念だとは思いますが、お聞きすれば、これが2年前のものでした。そのときの測量費に対して私も賛成しました。まさかそういった内容を深くしなかったということで非常に個人的に反省はしておりますが、しかし現小島町長におかれましては、やはり行政の継続性ということがあるし、町民との約束ということもあるしと。

それから、もう一つ私が考えるには、防災上には、いぎ鎌倉となったときには、あの施設は中心的な施設にならざるを得ない。全てのボランティアの受付とか取りまとめとかいうようなことになるし、全国から駆けつけていただくボランティアの方々が非常に数になる。そういったものをさばくときにはより多くの土地が必要だということもございまして、そういったことを考えまして賛成させていただくことにしました。

確かに問題はあります。岩田議員がおっしゃいましたように、余りにも期間が短過

ぎるとかいうこと、これは、前回でもそうでしたが、今後ぜひその点は現小島町長にも十分お分かりだと思えるんですけど、時間を与えていただくということをご配慮いただいて、我々も慎重に、頭から最初から反対するという事じゃなくて、より真実を知って、町民にしっかりと責任を持って、自信を持ってご説明できるという対応を取らなきゃいかんのですから、それにひとつ寄与するような方法を今後重ねていただきたい、そんなことを切に思いながら原案に対して賛成。

以上です。

○議長（松原浩二君） ほかに討論は。

9番 木下美津子議員。

○9番（木下美津子君） 9番議員、木下でございます。議長のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

議案第33号 令和4年度岐南町一般会計補正予算について、原案のとおり賛成の立場で、そして岩田議員の修正案に対して反対の立場で討論させていただきます。

皆様ご存知のように、総合健康福祉センターやすらぎ苑は岐南町の福祉センターの拠点であり、社協またシルバー人材センター、子育てサロン等、福祉活動の拠点でありまして、また法律相談とか住民相談室、そして囲碁や将棋の娯楽、またカフェでの交流の場ともなっており、多世代の方が本当に多く利用されております。

そうした中で以前より町の行事とかイベント等の開催時は特に本当に駐車場の問題が、子育て中のお母さんとか、本当に高齢者の方から多くご意見が寄せられております。私も直接お伺いをしたことが何度もあります。

そうした中で2020年9月議会で、先ほどもお話がありましたように、用地取得に係る不動産鑑定や町有地測量・登記委託料等が提出されて、全員が賛成しております。駐車場の拡張というのは、多くの町民の利用者の声であります。そして、地権者のご厚意もあって解決の道筋ができたわけであります。そうしたことから今後この施設の利用にもプラスになっていくと私は確信しております。

よって、修正をせずにそのまま原案どおり進めるべきと考えております。

以上で発言終わります。ありがとうございます。

○議長（松原浩二君） ほかに討論はありませんか。討論がないようですから、これをもって討論を終結いたします。

お諮りします。これより採決に入りますが、採決は修正案に対する採決を先に行い、その後、原案について採決を行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。

それでは採決いたします。岩田議員から提出された修正案に対して賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原浩二君） 起立少数であります。よって、修正案は、否決されました。

これより原案について採決いたします。原案に対して賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原浩二君） 起立多数であります。よって、議案第33号 令和4年度岐南町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

—————◇—————

#### 第4 議案第34号

○議長（松原浩二君） 日程第4、議案第34号 令和4年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

—————

（議案掲載省略）

—————

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。議案第34号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第34号 令和4年度岐南町国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

—————◇—————

#### 第5 議案第35号

○議長（松原浩二君） 日程第5、議案第35号 令和4年度岐南町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

—————

(議案掲載省略)

---

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。議案第35号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第35号 令和4年度岐南町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。



第6 議案第36号

○議長（松原浩二君） 日程第6、議案第36号 令和4年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

---

(議案掲載省略)

---

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。これより討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。これより採決します。議案第36号を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、議案第36号 令和4年度岐南町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

第7 認定第1号から第13 認定第7号

- 議長（松原浩二君） 次に、日程第7、認定第1号から日程第13、認定第7号までを一括して議題とします。

---

（議案掲載省略）

---

- 議長（松原浩二君） この7案件については既に説明が終わっておりますが、この後、木下監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し付託したいと思いますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、質疑は省略いたします。

お諮りします。認定第1号から認定第7号までの7案件については、木下監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することになしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第7号までの7案件については、木下監査委員を除く全議員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、決算特別委員会の正副委員長は、委員長に櫻井 明議員、副委員長に三宅祐司議員とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 議長（松原浩二君） ご異議なしと認めます。よって、決算特別委員会の正副委員長は、委員長に櫻井 明議員、副委員長に三宅祐司議員に決定いたしました。

---

第14 同意第4号

- 議長（松原浩二君） 日程第14、同意第4号 岐南町固定資産評価審査委員会の委員の選任同意についてを議題とします。

---

（議案掲載省略）

---

- 議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。



(質 疑 な し)

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

(討 論 な し)

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。同意第4号を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、同意第4号 岐南町固定資産評価審査委員会の委員の選任同意については、原案のとおり同意することに決定しました。



第15 諮問第1号

○議長（松原浩二君） 日程第15、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

(議 案 掲 載 省 略)

○議長（松原浩二君） 本案件については既に説明が終わっておりますので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

○議長（松原浩二君） 質疑がないようですから、これをもって質疑を終結します。

これより討論を許します。討論はありませんか。

(討 論 な し)

○議長（松原浩二君） 討論がないようですから、これをもって討論を終結します。

これより採決します。諮問第1号を原案のとおり適任と答申することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛 成 者 起 立)

○議長（松原浩二君） 起立全員であります。よって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり適任と答申することに決しました。



散会

○議長（松原浩二君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

明日から9月15日までの9日間は議事の都合により休会とし、9月15日午前10時から会議を開きます。

午前11時33分 散会

—————◇—————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

松原浩二

岐南町議会議員

松本暁大

岐南町議会議員

三宅祐司